

佐賀市建築基準法取扱集

| |
|--|
| 用途上不可分とすることができる「住宅の離れ」の要件について |
| 【要 旨】 用途上不可分とすることができる「住宅の離れ」の要件については、以下のとおりとする。 |
| 【内 容】 用途上不可分とすることができる「住宅の離れ」については、以下の①、②の要件を共に満足するものとする。 (要件) ①母屋となる住宅と主従関係にある附属建築物で、世帯構成員等が住むことを目的としたものであること。 (例：母屋に親が居住し、離れを子供が使用する場合等) ②台所・便所・浴室のうちいずれか1つ以上を有せず、母屋と機能を共有するものであること。 ※ここでいう「浴室」とは浴槽を有するもののほか、シャワールーム・シャワーユニット等の洗身行為のみを目的とした設備も含むものとする。 |
| 【備 考】 『質疑応答集』(平成29年3月5日追録版)P. 4373において、住宅の離れについて「台所および便所等が設備されたものは住宅としての用途機能が満足するため、別敷地として扱われる。」と記載されており、浴室については明記されていない。このため現在の実情にあわせ、住宅を構成する要件に浴室も含まれるものとして取扱いを整理した。 |
| 【関係条文・参考及び引用文献】 令第1条第1項第一号、『質疑応答集』(平成29年3月5日追録版)P. 4371～4373 住宅宿泊事業法第2条 |
| 【実施年月日】 平成30年2月13日実施 |